

# 国立大学法人東京農工大学部局長任命手続規程

(平成 27 年 4 月 1 日教規程第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則（以下「運営規則」という。）第 4 条第 5 項の規定に基づき、運営規則第 22 条に規定する部局長の任命手続について必要な事項を定めるものとする。

(部局長候補者の推薦)

第 2 条 各部局は、運営規則第 4 条第 5 項の規定に基づき部局長の候補者（以下「部局長候補者」という。）を推薦するに当たり、原則として 2 人以上の候補者を推薦するものとする。

2 各部局は、部局長候補者の推薦に当たり、あらかじめ被推薦者の同意を得るものとする。

(選考及び報告)

第 3 条 学長は、前条の規定により推薦された部局長候補者の中から面接により部局長を選考し、その結果を教育研究評議会に報告する。

(任命)

第 4 条 学長は、前条の規定により選考した者を、部局長として任命する。

(業績評価)

第 5 条 学長は、本人からの申告内容その他を勘案して、部局長の業績の評価を行う。

(解任)

第 6 条 学長は、前条に規定する評価の結果を勘案し必要と認めるとき、その他部局長たるに適しないと認めるときは、部局長を解任することができる。

2 前項に規定する部局長の解任を行うに当たっては、あらかじめ当該部局の意見を聴くものとする。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、部局長の任命手続に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 2 日以降の任命から適用する。